



ベトナム: 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート(2020年9月22日現在)

執筆者: 大矢 和秀、Nguyen Thi Thanh Huong、Hoang Duy Khang、Nguyen Thi Thanh Tram、村田智美

*本書は、2020年9月22日時点の情報に基づいて執筆しています。

ベトナム政府は、COVID-19の第2波に際して、再び積極的な措置を講じてきました。2020年9月22日現在、ベトナムでは1,068件の症例が記録されており、そのうち35名が死亡、947名が回復しています。本書の執筆日の直前の20日間では、国内感染の事例は報告されていません。¹

COVID-19の第2波の中心地であったダナンを含め、ベトナムの多くの地域は、隔離と社会的距離措置を解かれました。2020年9月7日以降、ダナンとの間のすべての輸送サービス(航空機、バスおよび列車)が再開され、2020年9月18日以降、ほとんどのサービスが再開されました。もっとも、カラオケ、バー、マッサージパーラー、ディスコ等の必要不可欠ではないサービスは閉鎖されたままです。²³

一方、ホーチミン市、ハノイ市およびその他のいくつかの省では、COVID-19の第2波により閉鎖を余儀なくされたバーやディスコの再開がみとめられました。しかし、公共の場ではマスクを着用し、ウイルスの伝播を防ぐためのその他の医学的な指示や措置に従うことが依然として求められています。⁴

¹ 2020年9月22日午後18時30分時点において、保健省ホームページに掲載された情報による。

<https://ncov.moh.gov.vn/vi/web/guest/trang-chu>

² Mai Que「ダナン、交通サービスを一部再開」(2020年9月7日付 Da Nang Online):

<https://www.baodanang.vn/channel/5404/202009/da-nang-khoi-phuc-hoat-dong-van-tai-hanh-khach-doi-voi-mot-so-loai-hinh-3703993/>

³ Tam An「ダナン、バー・ディスコ・カラオケは引き続き閉鎖」(2020年9月18日付 Dan Tri Newspaper)

<https://dantri.com.vn/xa-hoi/da-nang-tiep-tuc-dong-cua-quan-bar-vu-truong-karaoke-20200917190813548.htm>

⁴ Nguyen Kim「バー・ディスコの営業再開認められる」(2020年9月7日付 Ho Chi Ninh City Portal):

<http://tphcm.chinhphu.vn/quan-bar-vu-truong-mo-cua-tro-lai>;

Trong Phu「ハノイ、バー・ディスコの営業再開認める」(2020年9月15日付 Phap Luat Newspaper)

<https://plo.vn/dich-covid-19/ha-noi-cho-phep-quan-bar-karaoke-vu-truong-hoat-dong-tro-lai-938531.html>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

ベトナム政府は、以下に述べるように、強制隔離の免除を設けたり一部の国際線の再開を認める等、パンデミックを抑制するための措置を緩和することにより通常の事業運営と経済発展を維持しつつ、パンデミックを抑制することを目指しています。⁵

滞在期間が 14 日未満のベトナムに入国する外国人に対する強制隔離の免除

2020 年 8 月 31 日、保健省(以下「MOH」といいます。)は、ベトナムに入国する滞在期間が 14 日未満の外国人(以下「短期滞在者」といいます。)について、COVID-19 の予防および対策に関する医療指導を定めたオフィシャルレターNo. 4674/BYT-MT(以下「OL4674」といいます。)を発行しました。OL4674 によれば、以下の短期滞在者は 14 日間の検疫の対象とはならないとされています。

- (i) 投資家、技術専門家、高技能労働者、企業の経営者およびこれらの者の親族、ならびに各国と合意した対象者
- (ii) ベトナムに外交または公務のために入国する者

ただし、いずれの場合も、(下記および過去の記事で述べた)外国駐在員の入国に関するその他のすべての既存の条件が満たされていることが必要です。特に、短期滞在者は、ベトナムに入国する 3~5 日以内に、適格な医療機関において、SARS-CoV-2 の PCR 検査を受け、その結果が陰性でなければなりません。このような短期滞在者を招聘する機関は、ベトナムに滞在している期間中、隔離、民間移動手段、COVID-19 検査のためのすべての費用を負担する必要があります。さらに、一定の手順および要件が遵守されなければならないと、例えば以下のような事項が挙げられます。

- (i) 短期滞在者は、予定された業務日の 1 日前までにベトナムに到着しなければならない。
- (ii) 入国時、短期滞在者は他の入国者とは別に扱われる。
- (iii) 短期滞在者は、所定の文書を記入し、健康診断を実施しなければならない(医療申告、検温の実施、(可能であれば)Bluezone(スマートフォン用の接触追跡アプリ)のインストール、および入国時の PCR 結果の提出を含む)。
- (iv) 短期滞在者は、出入国および健康管理のために必要なすべての手続を終えた後、(a)入国場所からベトナムにおける登録宿泊施設(隔離施設または隔離施設として特別に指定されたホテルのいずれか)まで、および(b)ベトナムでの出張期間中、当該登録宿泊施設から職場または会議の場所まで、民間交通手段で(自己または使用者の費用で)移動する。
- (v) 短期滞在者は、隔離された宿泊施設で PCR 検査を受けなければならない、ベトナム滞在中は 2 日ごとに検査を実施し、最後の検査はベトナム出発前の 1 日前に実施される。
- (vi) 短期滞在者は、ベトナムでの活動に関する厳格な手続きと要件を遵守しなければならない。これらは公式な会合、勤務場所、関連する現場での活動に限定される。
- (vii) 短期滞在者および出張中に短期滞在者とともに働く者は、マスクの着用、頻りに手を洗うこと、互いに 1 メートルの距離を保つこと、会議室と勤務場所を滅菌すること、出張中に短期滞在者との会議に出席した者および接触したすべての者をリストアップすること等、社会的距離に関する医学的要件を遵守しなければならない。

短期滞在者がともに働くベトナムのパートナーは、OL 4674 の下での詳細なガイダンスに従って、短期滞在者が訪問する場所で、SARS-CoV-2 の拡大を防止するための適切な管理策を確保することが求められます。

⁵ 2020 年 8 月 29 日付首相府告示第 313 号/TB-VPCH

ベトナムで 14 日を過ぎた短期滞在者で、その期間中に SARS-COV-2 の検査結果が継続して陰性であり、ベトナムに長期間滞在する必要がある者は、COVID-19 に関連する強制隔離検査または他の制限を受けることなく、仕事を継続することが認められます。

韓国、日本、中国、台湾、ラオス、カンボジア、タイとの間の国際商用フライトの再開

2020 年 9 月 15 日、首相府は、交通運輸省が提案した国際線再開の承認に関する通知 No. 330/TB-VPCP を発出しました(以下「通知第 330 号」といいます。)。特に、2020 年 9 月 15 日には、ベトナムと中国(広州)、日本(東京)、韓国(ソウル)、台湾(台北)の 4 か国・地域との国際線が再開され、2020 年 9 月 22 日にはベトナムとラオス(ヴィエンチャン)とカンボジア(プノンペン)の間の 2 か国との国際線が再開されました。

これらの国・地域からベトナムへの便およびベトナムからこれらの国・地域への便は、それぞれ 1 週間あたり最大 2 便とされていますが、パンデミックの状況をふまえて、フライトの頻度は徐々に増加されます。各フライトの総乗客数、費用、入国条件は、各国間の相互主義の原則に基づき決められます。

通知第 330 号によれば、このような国際商用フライトによる入国者は、外交旅券を有する者およびその親族、短期滞在者、その他の投資家、技術専門家、高技能労働者、企業の経営者およびこれらの者の親族、ベトナム国民、留学生、およびベトナム国民の外国人親族等が含まれることとなっています。ベトナムに入国するためには、これらの個人がそれぞれ以下の事項を遵守しなければなりません。

- (i) 搭乗前 3 日以内に相手国の適格医療機関によって発行された、PCR 検査が陰性であったことの証明があること。
- (ii) ベトナムに入国した際には、隔離場所で PCR 検査を速やかに受けること。
- (iii) COVID-19 の予防と対策に関する規則に定められたホテルや宿泊施設、または他の特別に指定された場所(例えば、外交旅券保有者とその親族のための官舎、入国者が働く企業の工場や本社等)で隔離されたままにいること。

短期滞在者は、前述の保健省の規則に従うことになります。14 日間の隔離を免除されている短期滞在者のほかに、2 回連続して PCR 検査で陰性の結果が得られた者は、5 日間で隔離を終えることができます。

許可された商用フライトでベトナムに入国する前に第三国から経由してくる者は、ベトナムへの入国後速やかに隔離場所で PCR 検査を受けなければならないが、所管官庁の指示による特別な場合を除き、規則に従って 14 日隔離されることになります。

2020 年 9 月 21 日、首相府は、タイとの間の国際線再開を首相が承認し、交通運輸省に対し、便数の増加に関するガイダンスを示すよう命ずることを内容とする通知 No.337/TB-VPCP を発出しました。ただし、本書の執筆時点において、タイとの間の国際線の再開に関する詳細な情報やガイダンスは特に示されていません。

Contacts:

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@emljurists.co.jp



おおや かずひで
大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ホーチミン事務所代表

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年よりホーチミン日本商工会労働雇用委員会(現ホーチミン日本商工会議所法務・労務委員会)委員を務める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、インフラ、エネルギー、ファイナンス、M&A 等幅広い案件に携わる。



グエン ティ タン
Nguyen Thi Thanh
フォン
Huong

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 ベトナムカウンセラー

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイ市の YKVN 法律事務所等約10年の実務経験を経て、2013年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。

ホアン ズイ クーアン

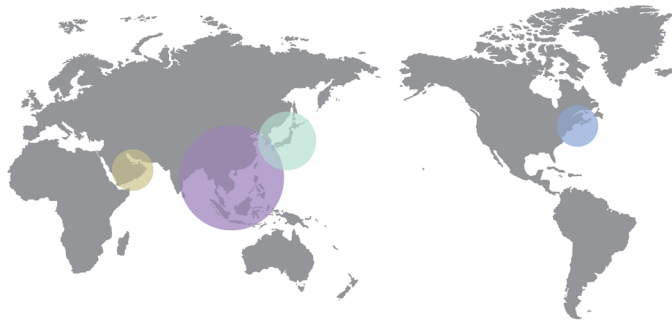
Hoang Duy Khang 西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー

グエン ティ タン チャム

Nguyen Thi Thanh Tram 西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー

むらた ともみ
村田 智美

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|
| <p>東京 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)</p> | | | <p>ニューヨーク Nishimura & Asahi NY LLP Tel +1-212-830-1600 E-mail info_ny@jurists.co.jp 執行パートナー 山口勝之 副執行パートナー 清水恵</p> | | |
| <p>名古屋 Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹</p> | <p>大阪 Tel 06-6366-3013 社員 臼杵弘宗 井垣太介 廣田雄一郎 伴真範</p> | <p>福岡 Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康 高木謙吾 舞田靖子</p> | <p>ドバイ Tel +971-4-253-3646 E-mail info_dubai@jurists.jp 森下真生</p> | | |
| <p>バンコク Tel +66-2-168-8228 E-mail info_bangkok@jurists.jp パートナー 小原英志 タイパートナー* Chavalit Uttasart (SCL Nishimura) Jirapong Sriwat</p> | <p>北京 Tel +86-10-8588-8600 E-mail info_beijing@jurists.jp 首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥</p> | <p>ハノイ Tel +84-24-3946-0870 E-mail info_hanoi@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 廣澤太郎</p> | <p>ホーチミン Tel +84-28-3821-4432 E-mail info_hcmc@jurists.jp ベトナム事務所統括 小口光 代表 大矢和秀 ベトナムパートナー* Vu Le Bang Ha Hoang Loc</p> | | |
| <p>ジャカルタ*1 Walalangi & Partners Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com 執行パートナー Luky Walalangi</p> <p>Rosetini & Partners Law Firm Tel +62-21-2933-3617 E-mail info_jakarta@jurists.jp カウンセラー 町田憲昭</p> | <p>上海 Tel +86-21-6171-3748 E-mail info_shanghai@jurists.jp 首席代表 前田敏博 代表 野村高志</p> | <p>シンガポール Tel +65-6922-7670 E-mail info_singapore@jurists.jp 共同代表 山中政人 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝 <small>※Nishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceを行っている Bayfront Law LLCを通じてシンガポール法のリーガルサー ビスも提供しております。</small></p> | <p>台北 西村朝日台湾法律事務所 Tel +886-2-8729-7900 E-mail info_taipei@jurists.jp 共同代表 孫櫻倩 張勝傑</p> | | |
| <p>ヤンゴン Tel +95-1-8382632 E-mail info_yangon@jurists.jp 代表 湯川雄介 副代表 今泉勇</p> | <p>Okada Law Firm (香港)*2 Tel +852-2336-8586 E-mail s_okada@jurists.co.jp 代表 岡田早織</p> | | | | |

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。